

上尾商工会議所会員企業従業員表彰規則

[目的]

上尾商工会議所会員企業の従業員を永年勤続優良従業員並びに特別功労従業員として表彰することにより、従業員の意欲の高揚を期し、労使関係の実を挙げて商工業の振興を図ることを目的とする。

[対象]

永年勤続優良従業員は、勤続5年以上の者であって、勤務優良な者。また、特別功労従業員は、販売・技術・開発・職場改善など企業業績に顕著な功績を挙げた者、ボランティア活動など地域、社会的活動を通して企業の名誉、信用を著しく高めた者で、事業所が特に功労あるものと認める者。

2. 表彰は次の区分により行う。

永年勤続優良従業員

5年以上	当所会頭表彰
10年以上	当所会頭表彰
15年以上	当所会頭表彰
20年以上	当所会頭並びに上尾市長連名表彰
25年以上	当所会頭並びに上尾市長連名表彰
30年以上	日本商工会議所会頭、当所会頭並びに上尾市長連名表彰
特別功労従業員	特に功労のあった者 当所会頭表彰

[推薦]

被表彰者の推薦は事業主が行うものとし、特別功労表彰者についてはその理由を明記するものとする。なお、上記区分により永年勤続優良表彰を受けた者は、次の表彰区分に達するまで被表彰者として推薦できないものとする。

[決定]

事業主より推薦を受けた者は、上尾商工会議所常議員会において、その適否を審査し被表彰者を決定するものとする。

[負担金]

被表彰者の推薦をした事業主は、常議員会で別に定める負担金を支払うものとし、負担金は表彰記念品等に充当するものとする。

【表彰負担金】

表彰区分	事業主負担金
5年以上	
10年以上	6,000円
15年以上	
20年以上	8,000円
25年以上	
30年以上	10,000円
特別功労	6,000円